

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（NPO条例）改正の概要

1 改正の理由

平成23年6月に改正された特定非営利活動促進法（NPO法）（平成24年4月施行）では、NPO法人の認証および認定に係る改正が行われ、国が行っていた事務が都道府県等に移管されることとなったことから、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例についても関係条項を整備するため、改正するもの。

2 改正の概要

国から移管される事務を円滑に進めるため、現行の条例を改正し、認定等における各種申請手続や申請書類の様式を新たに定めるなど必要な整備を行う。

3 具体的な改正内容

- ① 今般新たに県が認定事務を行うことにより、NPO法人が申請等を行う手続や様式類を今回新たに定めるもの
→第19条から第24条
- ② 県において認定事務を開始するにあたって、従前明確に定めなかった様式類について統一して整備する必要性が生じたため、今回新たに定めるもの
→第5条、第7条から第9条
- ③ 仮認定制度の新設に伴い、諸手続を新たに定めるもの
→第25条から第27条
- ④ 簡素化された手続を新たに規定（認証時における縦覧中の補正要件緩和）
→第4条
- ⑤ 制定当初想定されていなかった手続について、新たに定めるもの（解散、合併）
→第12条から第15条、第17条、第18条

4 NPO法改正の概要

① 認証関係

i) 所轄庁の変更

複数県に事務所を有するNPO法人については、内閣府から主たる事務所の所在する都道府県へ

ii) 活動分野の追加

観光の振興、農山漁村及び中山間地域の振興など

iii) 承認制度の簡素化・柔軟化

定款変更時の届出事項の拡大など

iv) 信頼性向上のための措置

収支計算書を活動計算書に改正（焦点を収支動向から正味財産増減に）

② 認定関係

i) 事務の移管

国税庁から都道府県、政令指定都市へ

ii) 認定基準の緩和

8項目のうち、PST要件について、従前の相対値基準に加え、絶対値基準と条例個別指定を追加

iii) 仮認定制度の導入

PST要件を免除した仮認定を取得すると、認定とほぼ同様の効果（寄附者が税制上の優遇措置）を受けられる。（3年間有効。設立後5年以内の法人が対象。施行後3年間は、5年経過法人も対象）

-
- ※ 認 証 … 任意団体からの申請に基づき、当該団体に対してNPO法人としての法人格を与える行為
 - ※ 認 定 … NPO法人が8項目の基準を満たすことにより得られるもので、認定NPO法人に認定されると、その法人に寄附した個人は税制上の優遇措置が受けられることから、NPO法人への寄附を促進し、NPO法人の活動を支援することとなる。（5年間有効）
 - ※ PST … パブリックサポートテスト。市民からの信頼をどの程度受けているかという指標。
 - 相対値基準 : 寄付金収入が1/5
 - 新設 絶対値基準 : 100人以上から3,000円以上の寄附金（2事業年度の平均）
 - 新設 条例個別指定 : 県、市町の条例による個別の指定

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）が一部改正され、従来、国と都道府県知事に分かれていた所轄庁が都道府県知事に一元化される等の制度の簡素化と信頼性向上のための見直しが行われたことに伴い、新たに同法の規定により条例に委任された事項等を規定するため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請書類の縦覧期間中に補正できる軽微な不備の範囲および補正の手続について定めることとします。(第 4 条関係)
- (2) 特定非営利活動法人の設立登記の完了の届出の手続について定めることとします。(第 5 条関係)
- (3) 特定非営利活動法人の社員総会の議事録の作成方法について定めることとします。(第 7 条関係)
- (4) 特定非営利活動法人の役員の変更の届出の手続について定めることとします。(第 8 条関係)
- (5) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の手続等について定めることとします。(第 9 条関係)
- (6) 特定非営利活動法人の解散の認定の申請の手続等について定めることとします。(第 12 条関係)
- (7) 解散した特定非営利活動法人の清算人の届出の手続について定めることとします。(第 13 条関係)
- (8) 解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証の申請の手続について定めることとします。(第 14 条関係)
- (9) 解散した特定非営利活動法人の清算終了の届出の手続について定めることとします。(第 15 条関係)
- (10) 特定非営利活動法人が合併した場合の貸借対照表等の作成方法について定めることとします。(第 17 条関係)
- (11) 特定非営利活動法人の合併登記の完了の届出の手続について定めることとします。(第 18 条関係)
- (12) 認定特定非営利活動法人の認定の申請の手続について定めることとします。(第 19 条関係)
- (13) 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請の手続について定めることとします。(第 20 条関係)
- (14) 認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出の手続等について定めることとし

- ます。(第 21 条関係)
- (15) 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出の手続について定めることとします。(第 22 条関係)
 - (16) 認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出の手続について定めることとします。(第 23 条関係)
 - (17) 認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧および謄写の手続について定めることとします。(第 24 条関係)
 - (18) 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の申請の手続について定めることとします。(第 25 条関係)
 - (19) 仮認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出の手続等について定めることとします。(第 26 条関係)
 - (20) 仮認定特定非営利活動法人の合併の認定の申請の手続について定めることとします。(第 27 条関係)
 - (21) その他
 - ア この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、イの一部は、同年 7 月 9 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人の<u>設立の認証の<u>手続</u>その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定非営利活動法人」とは、法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(設立の認証の申請)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(設立の認証の申請)</p>
<p>第3条 (省略)</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>第3条 (省略)</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>(1) (省略)</p>
<p>(2) 申請に係る特定非営利活動法人の役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合には、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域および地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区）の長が発給する文書</p>	
<p>(3) 申請に係る特定非営利活動法人の役員が前2号に該当しない者である場合には、当該役員の住所または居所を証明する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 (省略)</p>	<p>(2) 申請に係る特定非営利活動法人の役員が前号に規定する者に該当しない者である場合には、当該役員の住所または居所を証明する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 (省略)</p> <p>(縦覧期間中の補正)</p>
	<p>第4条 法第10条第3項（第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>(設立登記の完了の届出)</p>

第3条の2 略

(事業報告書等の提出)

第4条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(事業報告書等の閲覧)

第5条 法第29条第2項の規定による閲覧は、規則で定めるところにより、知事が指定する場所において行うものとする。

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

第6条 略

(社員総会の議事録)

第7条 社員総会の議事については、規則で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に規定する事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (役員の変更等の届出)

第8条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(定款の変更の認証の申請等)

第9条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

(2) 定款の変更の内容および理由

2 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(事業報告書等の閲覧等)

第11条 法第30条の規定による閲覧および謄写は、規則で定めるところにより、知事が指定する場所において行うものとする。

(解散の認定の申請等)

第12条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

(2) 法第31条第1項第3号に掲げる事由に至った理由および経緯

(3) 残余財産の処分方法

2 法第31条第4項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(清算人の届出)

第13条 法第31条の8の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 清算人の氏名および住所または居所

(2) 特定非営利活動法人の名称

(3) 譲渡しようとする残余財産の内容

(4) 残余財産を譲渡しようとする相手方の名称

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(合併の認証の申請)

第16条 法第34条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) (省略)

(2) (省略)

2 (省略)

(合併の認証の申請)

第6条 法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定による認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) (省略)

(2) (省略)

2 (省略)

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第17条 法第35条第1項の貸借対照表および財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人および合併によって消滅する特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する特定非営利活動法人)についてそれぞれ作成するものとする。

(合併登記の完了の届出)

第18条 第5条の規定は、法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出について準用する。

(認定特定非営利活動法人の認定の申請)

第19条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

(2) 設立の年月日

(3) 現に行っている事業の概要

(4) その他知事が必要と認める事項

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新)

第20条 前条の規定は、法第51条第2項の有効期間の更新について準用する。

(認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等)

第21条 第8条、第9条第2項および第10条の規定は、法第52条第1項において読み替えて適用する法第23条、第25条第6項および第29条の規定による届出および提出について準用する。

2 法第52条第2項に規定する認定特定非営利活動法人であって他の都道府県知事を所轄庁とするものは、同項の規定により同項に規定する書類を提出するに際しては、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地および県の区域内に所在するその他の事務所の所在地

(2) 定款の変更の認証を受けた日

(3) 定款の変更の内容

(4) その他知事が必要と定める事項

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第22条 法第53条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出することにより行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第23条 第10条の規定は、法第55条第1項の規定による書類の提出について準用する。

2 法第55条第2項の規定による法第54条第3項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った後遅滞なく、行うものとする。

3 法第55条第2項の規定による法第54条第4項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、海外への送金または金銭の持出しを行う前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)、行うものとする。ただし、海外への送金または金銭の持出しの額が200万円以下である場合は、この限りでない。

(役員報酬規程等の閲覧等)

第24条 第11条の規定は、法第56条の規定による閲覧および謄写について準用する。

(仮認定)

第25条 第19条の規定は、法第58条第1項の仮認定について準用する。

(仮認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等)

第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項において読み替えて適用する法第23条、第25条第6項および第29条の規定による届出および提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項および第2項の規定による書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧および謄写について、それぞれ準用する。

2 法第62条において準用する法第52条第2項に規定する仮認定特定非営利活動法人であつて他の都道府県知事を所轄庁とするものは、同項の規定により同項に規定する書類を提出するに際しては、規則で定めるところによ

(書類の写しの閲覧)

第7条 知事は、法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しについて閲覧の請求があった場合には、規則で定めるところにより、知事が指定する場所において、これを閲覧させなければならない。

(申請手続等および書面の保存等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第8条 法第44条の2に規定する手続等について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定により電磁的方法により行う場合に関し必要な事項は、規則で定める。

り、第21条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
この場合において、同項第1号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「仮認定特定非営利活動法人」とする。

(合併の認定の申請)

第27条 法第63条第3項の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出することにより行うものとする。

(1) 認定特定非営利活動法人または仮認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

(2) 認定または仮認定の年月日およびその有効期間

(3) 合併後存続し、または合併により設立し、および合併により消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地、ならびに現に行い、または行おうとする事業の概要

(4) その他知事が必要と認める事項

(削除)

(申請手続等および書面の保存等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第28条 法第74条に規定する手続等について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第5条までの規定により電磁的方法により行う場合に関し必要な事項は、規則で定める。

<p>第9条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の主務省令で定める保存は、法第14条、第28条第1項および第35条第1項の規定による備置きとする。</p>	<p>第29条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第28条第1項および第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）および第63条第5項において準用する場合を含む。）ならびに第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置きとする。</p>
<p>2 電子文書法第4条第1項の主務省令で定める作成は、法第14条、第28条第1項および第35条第1項の規定による作成とする。</p>	<p>2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項および第54条第2項から第4項までの規定による作成とする。</p>
<p>3 電子文書法第5条第1項の主務省令で定める縦覧等は、法第28条第2項の規定による閲覧とする。</p>	<p>3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項および第63条第5項において準用する場合を含む。）ならびに第52条第4項および第54条第5項（これらの規定を第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。</p>
<p>4 (省略) (委任)</p>	<p>4 (省略) (委任)</p>
<p>第10条 (省略)</p>	<p>第30条 (省略)</p>